平成 24 年 7 月 11 日
安藤証券株式会社

美らネット 24『信用取引』ルールを変更します

安藤証券株式会社

信用取引ルールの概要

美らネット 24 では、信用取引におけるお客様資産の運用をより柔軟にするため、また、当社がお客様の資産・建玉状況の管理運用をより柔軟に行うことを目的として、下記の通りルールの変更を行います。

美らネット 24 『信用取引』新旧対照表

下線部を変更します。

新	旧
（削除）	<u>前受金制度</u> <u>◆信用取引においても、前受金制度を採用しています。</u> <u>・お客様の信用新規建余力の範囲内で信用新規注文をお受けいたします。信用返済注文に関してはお客様の建玉の範囲内でお受けいたします。</u> <u>・信用新規建の余力チェックは、新規建玉に係る保証金入金日以降の現金残高及び代用評価額、建玉評価損、建玉諸経費、未受渡決済損、手数料拘束金、源泉徴収税拘束金、必要保証金を加味し算出いたします。建玉評価益、未受渡決済益および受取となる諸経費（買建玉にかかる逆日歩等）は算出対象として加味いたしません。</u> <u>・予想約定金額の算出をする際の約定単価は信用新規買建について指値注文の場合は指値の値、成行注文であれば当日の値幅上限の値、信用新規売建について指値注文、成行注文とも値幅上限の値とします。</u> <u>・建玉に対する反対売買による返済注文は余力審査の対象といたしません。</u> <u>・新規建した銘柄を同一日に決済した場合は当日のみ新規建余力を拘束いたします。また当該返済済み建玉にかかる必要保証金は受渡日前日まで拘束いたします。</u>
（削除）	<u>前受金制度では考慮できない場合</u>

	◆信用取引の場合、相場変動などの理由により事後的にご入金をお願いするケースがございます。 あらかじめご了承ください。 ・相場変動により受渡日当日に保証金率が当社の定める委託保証金率を下回り現引代金や決済損金等の不足金を保証金およびお預り金から充当できない場合。 ・お取引の有無にかかわらず前営業日の引け値審査で当社所定の最低保証金を下回った場合。 ・信用売建玉が権利確定日を経過し支払配当金が確定した場合で、当該金額を現金保証金より振替が出来ない場合。 ・返済による損金相当の現金が保証金およびお預り金にない場合。 ・その他当社の判断により必要と判断した場合
1　委託保証金 お預りの現金（先物･オプション取引口座・海外証券先物口座・外貨 24Plus に振替えられているものは除く）は原則としてすべて委託保証金として取扱います。	**委託保証金** お預りの現金（先物･オプション取引口座に振替えられているものは除く）は原則としてすべて委託保証金として取扱います。
2　代用有価証券 ・美らネット２４の代用適格有価証券は日本国内市場の上場株式等です。 ・当社で管理いたしております株式等は、原則として全て委託保証金代用有価証券として取扱います。 ・整理銘柄割当銘柄及び当社が定める銘柄においては代用有価証券としてのお取扱はいたしません。 ・代用有価証券の評価額は当日基準値の 80%の金額とします。当日基準値は、基本的には前日の終値となりますが、配当落・分割等があった場合には必ずしも前日終値が当日基準値となるわけではなく、前日終値を基に計算した価額となります。ただし、国内上場転換社債、新株予約権および美らネット 24 において非取扱市場となる日本国内市場上場銘柄については代用有価証券としての評価を０％として取り扱います。 ・代用有価証券の評価は引け後と夜間の2 回行われ、２回目の評価により最終的な余力審査を行います。 代用有価証券の掛目について、市場の動向等により取引所によって変更される、または当社の	**代用有価証券** ・美らネット２４の代用適格有価証券は日本国内市場の上場株式等です。 ・当社で管理いたしております株式等は、原則として全て委託保証金代用有価証券として取扱います。 ・整理銘柄割当銘柄及び当社が定める銘柄においては代用有価証券としてのお取扱はいたしません。 ・代用有価証券の評価額は当日基準値の 80%の金額とします。当日基準値は、基本的には前日の終値となりますが、配当落・分割等があった場合には必ずしも前日終値が当日基準値となるわけではなく、前日終値を基に計算した価額となります。ただし、国内上場転換社債、新株予約権および美らネット 24 において非取扱市場となる日本国内市場上場銘柄については代用有価証券としての評価を０％として取り扱います。 ・代用有価証券の評価は引け後と夜間の2 回行われ、２回目の評価により最終的な余力審査を行います。 代用有価証券の掛目について、市場の動向等により取引所によって変更される、または当社の

判断にて全てまたは一部の銘柄について変更することがございます。また、取引所等の規制により、委託保証金の一部分を現金とさせていただく場合がございます。 ・当社の判断により掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合は、あらかじめその内容を当社のホームページまたはログイン後の“お知らせ”にてご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して**5営業日目**の日といたします。ただし、下記③の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の**翌営業日**から適用することができるものといたします。（当社「美らネット24信用取引規定」第７条参照） ① 発行会社が債務超過となった場合 ② 発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合 ③ ①～②のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合。 なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。 なお、「明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等」の事例としては、例え ば、次のようなケースが想定されます。 ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合 ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合 ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合 ・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合 ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合 **3 お預り保証金額**	判断にて全てまたは一部の銘柄について変更することがございます。また、取引所等の規制により、委託保証金の一部分を現金とさせていただく場合がございます。 ・当社の判断により掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合は、あらかじめその内容を当社のホームページまたはログイン後の“お知らせ”にてご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して**5営業日目**の日といたします。ただし、下記③の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の**翌営業日**から適用することができるものといたします。（当社「美らネット24信用取引規定」第７条参照） ① 発行会社が債務超過となった場合 ② 発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合 ③ ①～②のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合。 なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。 ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合 ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合 ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合 ・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合 ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合 （新設）

委託保証金額は、各営業日の現金残高と各営業日の代用有価証券を当日基準値にて評価した金額の合計金額となります。ただし、未約定注文や出金予約等の状況の変化に応じ残高計算も変化いたします。	
4　必要委託保証金の率及び最低保証金額 ・必要委託保証金率は 40%とし、最低保証金額は 30 万円とします。 ・個別銘柄について各金融商品取引所の委託保証金率引上げ等の臨時措置が行われた場合は、その規制に従うものとします。 ・当社の判断にて全てまたは一部の銘柄について変更することがございます。	**必要委託保証金の率及び最低保証金額** ・必要委託保証金率は当日基準の保証金率で 40%とします。ただし最低保証金額は 30 万円とします。 ・個別銘柄について各金融商品取引所の委託保証金率引上げ等の臨時措置が行われた場合は、その規制に従うものとします。 ・当社の判断にて全てまたは一部の銘柄について変更することがございます。
5　委託保証金の保証金維持率 ・委託保証金の保証金維持率は当日基準の保証金率で 30%とし、最低保証金額は 30 万円とします。	**委託保証金の保証金維持率** ・委託保証金の保証金維持率は当日基準の保証金率で 30%とします。ただし最低保証金額は 30 万円とします。
6　新規建余力と必要保証金の審査 新規建余力は、発注時においては 2 営業日後以降の受渡に係る現金残高と 当日基準値で評価した代用評価額の合計額から、既存建玉に係る必要保証金、 建玉評価損、 諸経費（未受渡の決済損を含む）等を差引いた額（未約定注文・出金指示状況等の変化、源泉徴収税、信用規制の状況等により、新規建余力の状況は変化いたします。）の保証金残高に対して計算します。 一方で、新規建玉にかかる必要委託保証金については、お預り保証金額からの充当計算を新規建約定日の翌々営業日に行います。未決済建玉額、未受渡の現引・現渡建玉額、前日決済建玉額（日計りを除く）、及び、前々日の日計り建玉額の合計額から前日新規建玉額を差引いた額に対して当社の定める保証金維持率を乗じた金額を必要保証金とし、不足金の差入れ期限は新規建約定日の翌々営業日の正午となります。 したがって、当社インターネット取引の新規建ては完全前受け制度ではなく、新規建日以降に不足金のご入金が必要となる場合がありますが、新規約定日から担保差入日までの間、差	（新設）

入保証金を決済損金や現物買付代金への充当等は可能になります。

7　現物(代用有価証券)買付余力

（新設）

信用取引口座を開設されている方が現物取引をされる場合の買付余力は、以下の条件を満たす注文となります。

Ａ ＝ 想定約定代金（指値(成行の場合はストップ高)×株数＋買付コスト）

Ｂ ＝ 発注銘柄の当日基準値に当銘柄の代用掛目率(代用不適格銘柄は０％)を乗じた額

◆　Ａ－Ｂ ＜ 受渡日以降の出金余力の最小値

現物の買付代金は受渡日に信用取引保証金から充当いたします。日計り取引に該当する銘柄の買付代金は、現金保証金又は日計りに該当した銘柄の買付代金総額の範囲内で一度顧客勘定に振替ます。

8　不足金

（新設）

信用取引においては、新規建余力や出金余力がある場合でも下記の事象により不足金が発生する場合がございます。

- **支払が必要な額の現金が不足する場合**
- **信用新規又は決済約定後もしくは現物買付後に、代用証券もしくは未決済建玉又は未受渡の現引・現渡建玉の評価損が増加した場合（約定後も受渡日が到来するまでは、評価額が変動しますので、ご注意ください。）**
- **受渡日までに決済損金が確定した場合**
- **新規約定後に代用有価証券等の代用掛け目変更・不適格等となった場合**

不足が発生した場合はお知らせ画面に掲載いたしますので、当社からのお知らせ等はに常にご注意いただきますようお願いいたします。お知らせに記載いたしました不足金額は、必ず期限までにご入金を頂きますようお願いいたします。

また、不足金もしくは追加保証金が発生した場合は余力状況の有無に関わらず新規注文・現物買付注文の停止及び発注済の新規建注文・現物買付注文を取消とさせていただく場合がございます。

建玉の決済による損金（諸経費相当額を含む）、現物買付代金および現引代金等が信用取引口座の保証金現金残高を上回るまたは保証金からの振替ができない場合、当該不足金額を受渡日の15：00までに差し入れていただく必要があります。振替不足額の計算方法は、「受託契約準則」の定めるところに従って計算されます。

前々日の新規建玉に係る維持保証金が不足する場合は、当日の正午までに必要額のご入金が必要となります。詳しくは「新規建余力と必要保証金の審査」をご覧ください。

注）ＡＴＭ入金のお客様の場合、当社は定期的に入金チェックを行っておりますが、ご入金の時間によっては差入期限までにご入金を確認できない場合がありますので余裕を持ってご入金ください。

9　追加保証金

追加保証金の通知と入金期限

美らネット24では、毎営業日の取引終了時のお客様の全建玉について値洗いし、その結果お客様の当日基準の委託保証金率が保証金維持率をもしくは最低保証金額を下回った場合、保証金を追加で差し入れていただく必要があります。お客様の保証金預託状況に不足が発生した場合は、下回った日の翌々営業日の正午までに必要保証金率を回復する額を差し入れていただきます。

追加保証金が確定した場合、その後の相場変動または一部の建玉の返済により保証金率が回復しても追加保証金は必要ですので必ずご入金下さい。（全建玉をお客様ご自身で返済された場合でも、ご入金は必要です。）

また、追加保証金が発生した場合、信用新規建注文、及び、現物買付注文は失効又は取消とさせていただいた上で、必要額のご入金いただくまでの一定期間新規取引を制限させていただき

追加保証金

追加保証金の通知と入金期限

美らネット24では、毎営業日の取引終了時のお客様の全建玉について値洗いし、その結果お客様の当日基準の委託保証金率が保証金維持率をもしくは最低保証金額を下回った場合、保証金を追加で差入れていただく必要があります。お客様の保証金預託状況に不足が発生した場合は、下記の期限までに追加保証金のご入金をお願いいたします。

- 保証金維持率を下回った場合、下回った日の翌々営業日の正午までに必要保証金率を回復する額を差し入れていただきます。
- 最低保証金額を下回った場合、下回った日の翌営業日の１５時までに最低保証金額を回復する額を差し入れていただきます。

追加保証金が確定した場合、その後の相場変動または一部の建玉の返済により保証金率が回復しても追加保証金は必要ですので必ずご入金下さい。（全建玉を返済された場合でも、ご入金は必要です。）

また、追加保証金が発生した場合、信用新規建注文、及び、現物買付注文は失効又は取消とさせていただいた上で、必要額のご入金いただくまでの一定期間新規取引を制限させていただき

ます。 注）保証金率が一定水準を下回ったお客様には保証金率勧告メールを送信いたしますが、このＥメールは追加保証金の可能性等を勧告するものであり、正式に追加保証金を通知するものではございません。ご注意ください。	ます。 注）保証金率が一定水準を下回ったお客様には保証金率勧告メールを送信いたしますが、このＥメールは追加保証金の可能性等を勧告するものであり、正式に追加保証金を通知するものではございません。ご注意ください。
（削除）	不足金 建玉の決済による損金（諸経費相当額を含む）、現物買付代金および現引代金等が信用取引口座の保証金現金残高を上回るまたは保証金からの振替ができない場合、当該不足金額を受渡日の 15：00 までに差入ていただく必要があります。 また、新規建取引の翌々営業日の保証金率（当日基準）が 30%を下回っている場合には、30%を回復する額を新規建取引の翌々営業日の正午までにご入金いただく必要がございます。 注）ＡＴＭ入金のお客様の場合、当社は定期的に入金チェックを行っておりますが、ご入金の時間によっては立替金の差入期限までにご入金を確認できない場合がありますので余裕を持ってご入金ください。
10　強制決済 上記の期限までに当社がお客様の追加保証金もしくは不足金の差入を確認できなかった場合、お客様の口座の全建玉を反対売買、もしくは当社で管理いたしております有価証券を任意に処分させていただきます。また、全建玉の反対売買によって生じた損金・諸経費等の不足金についてはお客様の債務として取扱うこととします。強制決済を行うに際して、原則お電話等によるご連絡はいたしませんので、信用取引をご利用のお客様は常に会員画面を確認していただきますようお願いします。 その際には現物買、現引･現渡、信用新規建、先物・オプション取引新規建および出金指示に制限をかけさせていただくことがあります。 注）・追加保証金もしくは不足金の差入が確認できず、お客様の口座の建玉決済もしくは当社で管理いたしております有価証券を任意で処分するに至った場合,お客様の信用取引口	強制決済 上記の期限までに当社がお客様の追加保証金もしくは不足金の差入を確認できなかった場合、お客様の口座の全建玉を反対売買、もしくは当社で管理いたしております有価証券を任意に処分させていただきます。また、全建玉の反対売買によって生じた損金・諸経費等の不足金についてはお客様の債務として取扱うこととします。強制決済を行うに際して、原則お電話等によるご連絡はいたしませんので、信用取引をご利用のお客様は常に会員画面を確認していただきますようお願いします。 その際には現物買、現引･現渡、信用新規建、先物・オプション取引新規建および出金指示に制限をかけさせていただくことがあります。 注）・追加保証金もしくは不足金の差入が確認できず、お客様の口座の建玉決済もしくはするに至った場合,お客様の信用取引口座を一定期間停止あるいは信用取引口座を解除させて

座を一定期間停止あるいは信用取引口座を解除させていただく場合があります。 ・当社の規定により反対売買を行う場合も、所定の売買手数料をいただきます。	いただく場合があります。 ・当社の規定により反対売買を行う場合も、所定の売買手数料をいただきます。
（削除）	**お預り保証金額** 委託保証金額は、受渡ベースの現金残高と受渡ベースの代用有価証券を当日基準値にて評価した額の合計金額となります。ただし、未約定注文や出金予約等の状況の変化に応じ残高計算も変化いたします。
（削除）	**現物(代用有価証券)買付余力** 信用取引口座を開設されている方が現物取引をされる場合の買付余力は、以下の条件を満たす注文となります。 Ａ ＝ 想定約定代金（指値(成行の場合はストップ高)×株数＋買付コスト） Ｂ ＝ 発注銘柄の当日基準値に当銘柄の代用掛目率(代用不適格銘柄は０％)を乗じた額 ◆ Ａ－Ｂ ＜ 受渡日以降の出金余力の最小値 現物の買付代金は受渡日に信用取引保証金から充当いたします。日計り取引に該当する銘柄の買付代金は、現金保証金又は日計りに該当した銘柄の買付代金総額の範囲内で一度顧客勘定に振替ます。
（削除）	**新規建余力** 新規建余力は､新規建注文に係る保証金差入日以降の各営業日の現金残高と代用有価証券残高を当日基準値にて評価した金額から必要保証金・建玉評価損・建玉諸経費・未受渡決済損・手数料拘束金・源泉徴収税拘束金等を減じ、さらにその額を当社の定める委託保証金率で除した金額の最小値となります。ここでも未約定注文・出金指示状況等の変化、源泉徴収税、信用規制の状況等により、新規建余力の状況は変化いたします。 一般的な計算例（株式の値段は前日引け値とし諸経費は含まないものとします。）。 ＜保証金預託状況＞ 代用有価証券　Ａ株式　1000 株　250 円×1000 株×80％＝20 万円 Ｂ株式　2000 株　500 円×2000 株×80％＝80 万円

信用建玉　　C株式　1000円　1000株　買建分　　前日引け値　900円

D株式　　500円　1000株　買建分　　前日引け値　600円

＜新規建余力＞

上記の保証金預託状況となっている時の新規建余力

C株式、D株式に対する必要保証金　（1000円×1000株+500円×1000株)×40%=60万円

C株式の評価　　(900円－1000円)×1000株=－10万円（評価損金)

D株式の評価　　(600円－500円)×1000株=10万円　　(評価益金)

委託保証金率　　（100万円－10万円)÷150万円(C株式＋D株式)＝60%

新規建玉余力　　（100万円－60万円－10万円)÷40%=75万円

75万円分信用新規建玉が出来ます。

但し、下記の様に当日基準の保証金率が所定の水準を下回り追加保証金が発生した場合、新規建余力の有無に関わらず新規注文の停止及び発注済の新規建注文・現物買付注文を取消とさせていただく場合がございます。

＜追加保証金＞

上記の保証金預託状況となっている状況から

信用建玉　　C株式　　前日引け値　500円

D株式　　前日引け値　300円　　となった場合の追加保証金

C株式､D株式に対する必要保証金　　（1000円×1000株+500円×1000株)×40%=60万円

C株式の評価　　(500円－1000円)×1000株=－50万円　　(評価損金)

D株式の評価　　(300円－500円)×1000株=－20万円　　(評価損金)

委託保証金率　　（100万円－70万円)÷150万円(C株式＋D株式)＝20%

当日基準の委託保証金率が30%を割っておりますので

追加保証金　　委託保証金－必要保証金額－評価損金額（―諸経費）

＝100万円－60万円－70万円＝－30万円

	30 万円の追加保証金を差入れて頂く必要がございます。
11　保証金出金余力 （中略）	保証金出金余力 （中略）
12　取扱銘柄・市場 （中略）	取扱銘柄・市場 （中略）
13　信用建玉の上限 （中略）	信用建玉の上限 （中略）
14　注文受付時間、取引時間 （中略）	注文受付時間、取引時間 （中略）
15　注文手段 （中略）	注文手段 （中略）
16　ご利用いただける特殊注文 （中略）	ご利用いただける特殊注文 （中略）
17　注文方法 （中略）	注文方法 （中略）
18　建玉の現引・現渡 （中略）	建玉の現引・現渡 （中略）
19　注文の取消・訂正 （中略）	注文の取消・訂正 （中略）

20　FAX、電子メール等によるご注文 （中略） 21　注文失効 （中略） 22　約定・建玉確認 （中略） 23　取引報告書等の確認 （中略） 24　取引制限 （中略） ＜価格規制の適用除外＞ 個人投資家が行う信用取引新規売り注文数量が、売買単位の 50 単元以内の場合は価格規制の対象外となります。ただし、価格規制を潜脱する目的で 50 単位超の注文を分割発注した疑いがもたれる新規売り注文に関しては、空売り価格規制の対象となりますのでご注意ください。 ・・1 回の注文単元数が 50 単元未満である信用新規売注文でも、同一銘柄について同一日に複数回にわたり発注され、その合計株数が 50 単元を超えた場合、当社の判断により上記の規制を潜脱する目的で 50 単元未満の注文を繰り返したと判断する場合がございます。特に、寄り前などに基準値以下（同値を含む）の指値・成行注文の合計株数が 50 単位を超える場合も空売り価格違反の対象となりますので充分ご注意ください。 上記の空売り価格規制違反に該当する注文を検知した場合、当社は速やかにお客様にご注意を申し上げ、改善をお願いいたします。それでもなお改善が見られない場合、当社での信用取引の停止、もしくは証券総合口座の閉鎖をさせていただく場合がございますので、充分ご注意下さい。	FAX、電子メール等によるご注文 （中略） 注文失効 （中略） 約定・建玉確認 （中略） 取引報告書等の確認 （中略） 取引制限 （中略） ＜価格規制の適用除外＞ 個人投資家が行う信用取引新規売り注文数量が、売買単位の 50 単元以内の場合は価格規制の対象外となります。ただし、価格規制を潜脱する目的で 50 単位超の注文を分割発注した疑いがもたれる新規売り注文に関しては、空売り価格規制の対象となりますのでご注意ください。 ・・1 回の注文単元数が 50 単元未満である信用新規売注文でも、同一銘柄について同一日に複数回にわたり発注され、その合計株数が 50 単元を超えた場合、当社の判断により上記の規制を潜脱する目的で 50 単元未満の注文を繰り返したと判断する場合がございます 上記の空売り価格規制違反に該当する注文を検知した場合、当社は速やかにお客様にご注意を申し上げ、改善をお願いいたします。それでもなお改善が見られない場合、当社での信用取引の停止、もしくは証券総合口座の閉鎖をさせていただく場合がございますので、充分ご注意下さい。

25　比例配分ルール （中略） 26　返済期日 ・『建玉一覧』にてご照会できます。 ・返済期日は「建日の６ヶ月目応答日で、応答日が非営業日の場合は、前営業日」です。但し、お客様は、返済期日の前営業日までに建玉を決済していただきます。したがって、お客様から返済注文（反対売買、現引、現渡注文）をお受けするのは返済期日の前営業日までとなります。 ・上場廃止、株式交換、株式移転、減資、株式併合、売買単位の変更等の措置がとられた場合、当該銘柄の建玉の返済期日を権利付最終日まで繰り上げる場合がございます。当該措置により返済期日の繰り上げを行った場合も、お客様の返済注文発注可能日は上記の通りです。 ・返済期日の前営業日の大引までに決済されない建玉は、その建玉を含む注文をすべて取消した上で、その建玉を返済期日に寄付で成行にて強制決済いたします。 27　株式分割時の取扱 （中略） 28　株式移転による新規上場の取扱 （中略） 29　株式併合・売買単位の変更の取扱 ①株式併合が行われる銘柄にかかる未決済信用建玉の期日は、当該銘柄の最終売買日を期日（期日の繰上げ）とする場合がございます。それに伴い、当該銘柄の最終売買日より起算し１ヶ月前（応答日が休場日の場合はその前営業日）より信用新規建規制を行う場合がございます（公表が上場廃止日の１ヶ月前に満たない場合は公表された翌日より新規建規制を行います）。 ②保証金代用有価証券として管理いたしております銘柄に株式併合が行われる場合、効力	比例配分ルール （中略） 返済期日 ・『建玉一覧』にてご照会できます。 ・返済期日は「建日の６ヶ月目応答日で、応答日が非営業日の場合は、前営業日」です。但し、お客様は、返済期日の前営業日までに建玉を決済していただきます。したがって、お客様から返済注文（反対売買、現引、現渡注文）をお受けするのは返済期日の前営業日までとなります。 ・上場廃止、株式交換、株式移転、株式分割、減資、株式併合、売買単位の変更等の措置がとられた場合、当社の指定する日までに反対売買又は、現引・現渡をしていただきます。 ・返済期日の前営業日の大引までに決済されない建玉は、その建玉を含む注文をすべて取消した上で、その建玉を返済期日に寄付で成行にて強制決済いたします。 株式分割時の取扱 （中略） 株式移転による新規上場の取扱 （中略） 株式併合・売買単位の変更の取扱 ①株式併合が行われる銘柄にかかる未決済信用建玉の期日は、当該銘柄の最終売買日を期日（期日の繰上げ）とします。それに伴い、当該銘柄の最終売買日より起算し１ヶ月前（応答日が休場日の場合はその前営業日）より信用新規建規制を行います（公表が上場廃止日の１ヶ月前に満たない場合は公表された翌日より新規建規制を行います）。 ②保証金代用有価証券として管理いたしております銘柄に株式併合が行われる場合、効力発生日の４営業日前の午前６：30（夜間一括処理後）から併合後の残高にて評価いたします。

発生日の４営業日前の午前６：30（夜間一括処理後）から併合後の残高にて評価いたします。	
30　合併・交換の取扱	合併・交換の取扱
（中略）	（中略）
31　信用取引金利、逆日歩、信用取引貸株料	信用取引金利、逆日歩、信用取引貸株料
①信用取引金利　信用取引で、買い方はその約定金額に対する金利を支払います。美らネット２４の信用取引金利は、当社が定める率となります。信用取引金利は、決済時に精算します。	①信用取引金利　信用取引で、買い方はその約定金額に対する金利を支払い、逆に売り方は約定金額に対する金利を受取ります。美らネット２４の信用取引金利は、当社が定める率となります。信用取引金利は、決済時に精算します。
（中略）	（中略）
32　信用管理費	信用管理費
（中略）	（中略）
33　信用取引名義書換料	信用取引名義書換料
（中略）	（中略）
34　配当金の受払	配当金の受払
・買い方：権利確定日を超えて買建玉を保有していた場合、配当金が確定した後、配当相当額を受取ります。	・買い方：権利確定日を超えて買建玉を保有していた場合、配当金が確定した後、配当相当額を受取ります。
・売り方：権利確定日を超えて売建玉を保有していた場合、配当金が確定した後、配当相当額をお支払いいただきます。配当金の請求があった時点で当該建玉が決済済みであっても、配当相当額を支払う義務がございます。	・売り方：権利確定日を超えて売建玉を保有していた場合、配当金が確定した後、配当相当額をお支払いいただきます。配当金の請求があった時点で当該建玉が決済済みであっても、配当相当額を支払う義務がございます。
※　信用売建玉に係る配当金が確定した場合は、概ね2～3か月の間に配当金の請求が参ります。場合によりましては増配や復配等の事情により予想以上の請求額となる場合もございます。売建玉で配当の権利が確定した場合は予め充分な現金をご用意いただきますようお願いいたします。	
35　信用取引利用の制限、禁止及び口座解除	信用取引利用の制限、禁止及び口座解除

（中略）	（中略）
36　その他の規制	その他の規制
（中略）	（中略）
37　その他	その他
（中略）	（中略）
付則 この改正は、平成 24 年 7 月 17 日から　施行する。	